

○中村学園大学栄養科学部フード・マネジメント学科履修細則

平成29年4月1日

制定

(総則)

第1条 中村学園大学栄養科学部フード・マネジメント学科(以下「本学科」という)における授業科目の履修は、中村学園大学学則及び中村学園大学履修規程の定める他は、この細則の定めるところによる。

(履修方法)

第2条 学生は、本学科の定める教育課程により、中村学園大学学則別表第5に示す単位を修得しなければならない。

(履修の上限)

第3条 本学科で履修科目として履修登録できる単位数の上限を、1年間で49単位とする。ただし、編入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(GPAによる履修制限)

第4条 前年度の単年度GPAが1.5未満の学生は、前条の規定に関わらず、履修登録できる単位数の上限を1年間で45単位とする。

2 前年度の単年度GPAが2.5以上の学生は、前条の規定に関わらず、履修登録できる単位数の上限を1年間で55単位とする。

3 編入学生及び転学科生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(他の大学又は短期大学における授業科目の単位の授与)

第5条 学則第20条により履修した他の大学又は短期大学における授業科目について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第6条 学則第21条により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(進級要件)

第7条 本学科において、各年次中に修得すべき単位数は別表のとおりとする。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者（以下、在学者という。）及び令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の細則を適用する。

別表（第7条関係）

各年次中に修得すべき単位数

	修得すべき単位数
2年次	1年次からの累積60単位以上